



山形県公報

平成27年7月14日(火)
~~~~~  
号外(23)

## 目次

## 条例

- 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例………(人事課) …5
- 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例………(同) …同
- 特定個人情報の保護の特例に関する条例……………(学事文書課) …同
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例……………(税政課) …7
- 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例………(同) …17
- 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………(市町村課) …同
- 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例……………(みどり自然課) …18
- 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例……………(教育庁) …同
- 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………(同) …19

## この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (県条例第38号) (人事課)
  - 1 地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第39号) (人事課)
  - 行政組織の変更に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 特定個人情報の保護の特例に関する条例 (県条例第40号) (学事文書課)
  - 1 この条例は、特定個人情報に関し、山形県個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）の特例を定めることとした。（第1条関係）
  - 2 特定個人情報についての保護条例の適用除外を定めることとした。（第3条関係）
  - 3 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務（以下「事務」という。）に関し、保護条例に規定する登録簿を作成することとした。（第4条関係）
  - 4 実施機関は、保護条例の規定にかかわらず、一定の場合を除き、特定個人情報を収集してはならないこととした。（第5条関係）
  - 5 実施機関は、保護条例の規定にかかわらず、一定の場合を除き、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用してはならないこととした。（第6条第1項及び第2項関係）
  - 6 実施機関は、保護条例の規定にかかわらず、事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を利用してはならないこととした。（第6条第3項関係）
  - 7 実施機関は、保護条例の規定にかかわらず、一定の場合を除き、特定個人情報を提供してはならないこととした。（第7条第1項関係）
  - 8 保有特定個人情報については、保護条例の規定において請求をすることができる者のほか、

本人の委任による代理人も、保護条例の定めるところにより、本人に代わって次に掲げる請求（情報提供等記録については(3)の請求を除く。）をすることができることとした。（第8条関係）

- (1) 開示請求
- (2) 訂正請求
- (3) 利用停止請求（9の事由によるものを含む。）

9 開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、保護条例の規定に該当すると認める場合のほか、次に掲げる場合のいずれかに該当すると認める場合においても、次に掲げる措置につき、保護条例の規定により請求することができることとした。（第9条関係）

- (1) 次に掲げるいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
  - イ 事務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。
  - ロ 4に違反して収集されているとき。
  - ハ 5に違反して利用されているとき。
- ニ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の規定に違反して保管されているとき。

ホ 法の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。

- (2) 7に違反して提供されている場合 当該保有特定個人情報の提供の停止

10 情報提供等記録についての保護条例の適用除外を定めることとした。（第10条関係）

11 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、保護条例の規定にかかわらず、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することとした。（第11条関係）

12 保有特定個人情報に係る他の制度との調整について、保護条例の適用除外を定めることとした。（第12条関係）

13 この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。ただし、次に掲げる規定は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

- (1) 5（情報提供等記録に係る部分を除く。）、8（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び9（情報提供等記録に係る部分を除く。） 平成28年1月1日
- (2) 5（情報提供等記録に係る部分に限る。）、6、8（情報提供等記録に係る部分に限る。）、9（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び10～12 規則で定める日

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例（県条例第41号）（税政課）

1 山形県県税条例の一部改正

- (1) 県民税

イ 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とすることとした。（第48条の15第1項関係）

ロ 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長することとした。（附則第5条の4の2第1項及び第4項並びに附則第22条第3項関係）

ハ 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとした。

(イ) 平成28年4月1日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとした。（附則第8条の2の2及び附則第12条の7の3関係）

(ロ) 平成29年度以後の各年度分の個人の県民税について、未成年者口座内の少額上場株式

等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。（附則第12条の7の2関係）

(2) 事業税

イ 山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の税率を次のとおりとすることとした。（第54条第1項及び第3項関係）

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 付加価値割 | 100分の0.96                                    |
| 資本割   | 100分の0.4                                     |
| 所得割   | 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額<br>100分の2.5           |
|       | 各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額<br>100分の3.7 |
|       | 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額<br>100分の4.8          |

ロ 法人の事業税の税率の特例について、山形県県税条例第49条第1項第1号イに掲げる法人の事業税の所得割の税率を次のとおりとすることとした。（附則第13条の3第2項関係）

|                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額           | 100分の0.9 |
| 各事業年度の所得のうち年400万円を超える年800万円以下の金額 | 100分の1.4 |
| 各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額          | 100分の1.9 |

(3) 地方消費税

譲渡割の納稅義務の対象となる課稅資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課稅仕入れを行った事業者に譲渡割の納稅義務を課する等所要の措置を講ずることとした。（第67条の3第1項及び第67条の3の2第1項並びに附則第13条の6の2関係）

(4) 県たばこ税

イ 紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率の特例を廃止した上で、次に掲げる期間における紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。（附則第15条の2及び改正条例附則第13項関係）

- (イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- (ロ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- (ハ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

ロ 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課稅を行うこととした。（改正条例附則第14項～第24項関係）

2 山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正

地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2パーセント）への引上げ等の施行期日を平成29年4月1日とすることとした。（附則第1項第2号関係）

3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に

定める日から施行することとした。

- (1) 1の(3)の改正 平成27年10月1日
- (2) 1の(1)のイ及びハの(イ)の改正 平成28年1月1日
- (3) 1の(2)及び(4)の改正 平成28年4月1日
- (4) 1の(1)のハの(ロ)の改正 平成29年1月1日

◇ 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例（県条例第42号）（税政課）

1 過疎地域内における事業税の課税免除の適用期間を平成29年3月31日まで延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、1に関する改正規定による改正後の山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の規定は、平成27年4月1日から適用することとした。

◇ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（県条例第43号）（市町村課）

1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成27年10月5日から施行することとした。

◇ 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（県条例第44号）（みどり自然課）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（教育庁）

1 山形県立東桜学館中学校を新設するとともに、山形県立楯岡高等学校の名称を山形県立東桜学館高等学校に変更することとした。

2 この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

◇ 山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（教育庁）

1 題名を山形県立学校の授業料等徴収条例に改めることとした。（題名関係）

2 県立中学校に入学するための入学者選抜を受けようとする者から入学者選抜手数料を徴収することとした。（第1条及び第1条の2関係）

## 条 例

山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第38号

#### 山形県職員等に対する退職手当支給条例等の一部を改正する条例

（山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正）

第1条 山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第84条第2項」を「第2条第3項」に改める。

（山形県職員の再任用に関する条例の一部改正）

第2条 山形県職員の再任用に関する条例（平成12年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第39号

#### 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年10月県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「港湾事務所」を「庄内空港事務所、港湾事務所」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定個人情報の保護の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第40号

#### 特定個人情報の保護の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、特定個人情報に関し、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号。以下「保護条例」という。）の特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、保護条例において使用する用語の例によるものとする。

- (1) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平成25年法律第27号。以下「法」という。) 第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(2) 情報提供等記録 法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(3) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(保護条例との調整)

第3条 特定個人情報については、保護条例第2条第1号ただし書の規定は、適用しない。

(特定個人情報取扱事務の登録)

第4条 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務（以下「事務」という。）に関し、保護条例第4条第1項に規定する登録簿を作成するものとする。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、保護条例第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、法第20条の規定により法第19条各号のいずれかに該当して収集する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(利用の制限)

第6条 実施機関は、保護条例第6条第1項の規定にかかわらず、事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは、事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を事務の目的以外の目的のために利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関は、保護条例第6条第1項の規定にかかわらず、事務の目的以外の目的のために情報提供等記録を利用してはならない。

(提供の制限)

第7条 実施機関は、保護条例第6条第1項の規定にかかわらず、法第19条各号のいずれかに該当して提供する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

2 前項に規定する提供する場合においては、保護条例第6条第2項の規定は、適用しない。

(委任による代理人の請求)

第8条 保有特定個人情報については、次の各号に掲げる規定において請求をすることができる者のほか、本人の委任による代理人も、次の各号に掲げる規定の定めるところにより、本人に代わって次の各号に掲げる請求（情報提供等記録については第3号の請求を除く。）をすることができる。

(1) 保護条例第11条の開示請求

(2) 保護条例第17条の訂正請求

(3) 保護条例第20条の利用停止請求（次条第1項に規定する事由によるものを含む。）

(利用停止請求の他の請求事由)

第9条 開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）については、保護条例第20条第1項各号のいずれかに該当すると認める場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合においても、当該各号に定める措置につき、同項の規定により同項の措置を請求することができる。

(1) 次に掲げるいずれかの場合 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

イ 事務の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。

ロ 第5条の規定に違反して収集されているとき。

ハ 第6条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき。

ニ 法第20条の規定に違反して保管されているとき。

ホ 法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

- (2) 第7条第1項の規定に違反して提供されている場合 当該保有特定個人情報の提供の停止  
 2 前項に規定する保護条例第20条第1項の措置の請求についての同項の規定の適用については、同項第1号中「第5条」とあるのは「第5条第1項」と、「第6条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は」とあるのは「又は」と、同項第2号中「第6条第1項又は第7条」とあるのは「第7条」とする。

（情報提供等記録についての適用除外）

第10条 情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求に関する事案の移送については、保護条例第14条の2（保護条例第19条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

- 2 情報提供等記録に係る利用停止請求については、保護条例第20条から第21条までの規定は、適用しない。

（情報提供等記録に係る訂正についての総務大臣等への通知）

第11条 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、保護条例第19条の2の規定にかかわらず、総務大臣及び法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（他の制度との調整についての適用除外）

第12条 保有特定個人情報については、開示の手続に限り、保護条例第25条第1項の規定は、適用しない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、保護条例第39条の規定により別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 (1) 第6条第1項（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び第2項（情報提供等記録に係る部分を除く。）、第8条（情報提供等記録に係る部分を除く。）、第9条第1項（情報提供等記録に係る部分を除く。）及び第2項並びに次項の規定 平成28年1月1日  
 (2) 第2条第2号、第6条第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第2項（情報提供等記録に係る部分に限る。）並びに同条第3項、第8条（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第9条第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）並びに第10条から第12条までの規定 規則で定める日  
 2 保護条例第23条の規定の適用については、同条第1項中「第5条から第8条まで及び第9条第1項」とあるのは、「第5条第1項、第7条、第8条及び第9条第1項並びに特定個人情報の保護の特例に関する条例（平成27年7月県条例第40号）第5条、第6条第1項及び第2項並びに第7条第1項」とする。

---

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第41号

#### 山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）」を「同項第18号に規定する恒久的施設」に改める。

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第48条の15第1項中「あつては」を「おいて」に、「取り扱う者」を「取り扱う者があるときは、その者」に改める。

第54条第1項第1号イ中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号ロ中「100分の0.3」

を「100分の0.4」に改め、同号ハの表中

|          |          |
|----------|----------|
| 100分の3.1 | 100分の2.5 |
| 100分の4.6 | 100分の3.7 |
| 100分の6   | 100分の4.8 |

を改め、同条

第3項第1号イ中「100分の0.72」を「100分の0.96」に改め、同号ロ中「100分の0.3」を「100分の0.4」に改め、同号ハ中「100分の6」を「100分の4.8」に改める。

第67条の3第1項中「課税資産の譲渡等」を「課税資産の譲渡等及び同項に規定する特定課税仕入れ」に、「すべて」を「全て」に改める。

第67条の3の2第1項中「及び当該」を「並びに当該」に、「係る課税資産の譲渡等」を「係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ」に、「及び課税資産の譲渡等」を「、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ」に、「以下この条において同じ。ごとに」を「次項において同じ。ごとに」に改める。

附則第5条第1項中「又は証券投資信託」を「、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託」に改め、同項第1号中「剰余金の分配」を「剰余金の分配、金銭の分配」に改める。

附則第5条の4の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改め、同条第4項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第8条の2の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例）

第8条の2の2 租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座（以下この項及び附則第12条の7の2第1項において「未成年者口座」という。）を開設している個人について、同法第37条の14の2第6項に規定する契約不履行等事由（以下この項及び附則第12条の7の2第1項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等（同法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第9条の9第2項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第9条第2項第1号、第29条第1項第6号及び第48条の15第1項の規定の適用については、第9条第2項第1号中「受けるべき日現在」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日現在」と、第29条第1項第6号及び第48条の15第1項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の1月1日」とする。

附則第12条の7の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第12条の7の2 未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第37条の14の2第8項の規定の適用を受けたときは、同項第1号に掲げる金額から同項第2号に掲げる金額を控除した金額を第48条の19に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第9条第2項第1号、第29条第1項第7号、第48条の22第1項及び第2項並びに第48条の23の規定の適用については、第9条第2項第1号中「第29

条第1項第7号の支払を受ける個人の当該支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第29条第1項第7号並びに第48条の22第1項及び第2項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第29条第1項第7号中「法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下この節において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第6項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の日」と、第48条の22第1項中「租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座が開設されている同法第37条の11の3第3項第1号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「の当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する金融商品取引業者等」と、同条第2項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、第48条の23中「年の翌年の1月10日（施行令第9条の20第1項で定める場合にあつては、同項で定める日）」とあるのは「月の翌月10日」とする。

附則第13条の3第2項中「平成27年4月1日」を「平成28年4月1日」に、「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」を「100分の2.5」とあるのは「100分の0.9」と、「100分の3.7」に、「100分の2.3」を「100分の1.4」に、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」を「100分の4.8」とあるのは「100分の1.9」に改める。

附則第13条の6の2第1項中「は当該委託者等」を「及び特定課税仕入れ（同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等」に、「とみなして」を「及び特定課税仕入れとみなして」に改める。

附則第15条の2を次のように改める。

## 第15条の2 削除

附則第22条第3項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

## 第2条 山形県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の4第1項第2号ハ中「（同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第10条の2の2から第10条の5の5」を「から第10条の5の4」に改める。

附則第8条の2の2第1項中「及び附則第12条の7の2第1項において「未成年者口座」を「、附則第12条の7の2及び附則第12条の7の3第1項において「未成年者口座」に、「及び附則第12条の7の2第1項において「契約不履行等事由」を「、附則第12条の7の2第3項及び附則第12条の7の3第1項において「契約不履行等事由」に改める。

附則第12条の2第2項中「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

附則第12条の3第2項中「及び附則第12条の7」を「、附則第12条の7及び附則第12条の7の2」に、「第37条の14の3第1項」を「第37条の14の4第1項」に改める。

附則第12条の4第2項中「附則第12条の7」を「附則第12条の7及び附則第12条の7の2」に改める。

附則第12条の7の2を附則第12条の7の3とし、附則第12条の7の次に次の1条を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る県民税の所得計算の特例）

第12条の7の2 県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第37条の14の2第1項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、施行令附則第18条の6の3第1項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に規定するところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得

の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14の2第4項各号に掲げる事由により、未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として施行令附則第18条の6の3第2項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第2項に規定する金額（以下この条において「払出し時の金額」という。）により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管若しくは返還又は同項第3号イに掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた未成年者口座を開設し、又は開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第3号ロに掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第12条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。
- 3 未成年者口座及び租税特別措置法第37条の14の2第5項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する県民税の所得割の納税義務者の同条第4項第3号に規定する基準年の前年12月31日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、県民税に関する規定を適用する。この場合には、施行令附則第18条の6の3第3項において読み替えて準用する施行令附則第18条の6の2第1項に規定するところにより、同法第37条の14の2第4項第1号から第3号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。
- (1) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- (2) 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第37条の14の2第4項第1号に掲げる移管があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡があつたものとみなす。
- (3) 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従つて行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。
- (4) 第2号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。
- (5) 第3号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号へ(2)に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場

株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第3号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

- 4 前項の場合において、同項第1号から第3号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第33条第3項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「第14項」を「第13項」に、「平成27年10月1日」を「平成29年4月1日」に改める。

附則第8項中「27年新条例」を「29年新条例」に、「及び一部施行日」を「及び特定課税仕入れ（消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに一部施行日」に、「及び施行日」を「及び特定課税仕入れ並びに施行日」に改める。

附則第9項中「27年新条例」を「29年新条例」に、「27年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「27年経過措置対象課税仕入れ等」を「29年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第10項中「27年新条例」を「29年新条例」に、「27年新法」を「29年新法」に、「27年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「27年経過措置対象課税仕入れ等」を「29年経過措置対象課税仕入れ等」に改める。

附則第11項中「27年新法」を「29年新法」に、「27年経過措置対象課税資産の譲渡等」を「29年経過措置対象課税資産の譲渡等」に、「27年経過措置対象課税仕入れ等」を「29年経過措置対象課税仕入れ等」に、「27年新条例」を「29年新条例」に改める。

附則第12項中「27年新条例」を「29年新条例」に、「27年旧法」を「29年旧法」に改める。

附則第13項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「27年新条例」を「29年新条例」に改め、「次項において同じ。」を削り、「17分の10」を「19分の10」に、「17分の7」を「19分の9」に改める。

附則第14項を削り、附則第15項を附則第14項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）第67条の3第1項及び第67条の3の2第1項の改正規定並びに県税条例附則第13条の6の2第1項の改正規定並びに第3条中山形県県税条例の一部を改正する条例附則第8項の改正規定（「27年新条例」を「29年新条例」に改める部分を除く。）並びに附則第11項の規定 平成27年10月1日
- (2) 第1条中県税条例第32条第2項及び第48条の15第1項の改正規定並びに県税条例附則第5条第1項の改正規定並びに県税条例附則第8条の2の次に1条を加える改正規定並びに県税条例附則第12条の7の次に1条を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中県税条例第29条第3項並びに第54条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに県税条例附則第13条の3第2項及び第15条の2の改正規定並びに附則第5項から第10項まで及び第12項から第24項までの規定 平成28年4月1日
- (4) 第2条の規定及び附則第4項の規定 平成29年1月1日

## (県民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）第32条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第48条の15第1項の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の県税条例（以下「28年新条例」という。）第29条第3項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

## (事業税に関する経過措置)

- 6 別段の定めがあるものを除き、28年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業年度について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 7 28年新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の28年新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合にあっては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下この項から附則第10項までにおいて同じ。）で除して計算した金額。次項から附則第10項までにおいて「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、28年新条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた28年新条例第54条第1項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「28年新法」という。）第72条の28の規定によって納付すべき事業税額又は28年新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（次項から附則第10項までにおいて「事業税額」という。）から控除する。

- (1) 当該事業年度の28年新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、28年新法第72条の48の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第9項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成28年3月31日現在における附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の県税条例（以下「28年旧条例」という。）第54条第1項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該事業年度の28年新条例第52条第1項第1号ロに規定する資本金等の額（2以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、28年新法第72条の48の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場

合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第9項において「課税標準資本金等の額」という。)に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第54条第1項第1号口に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

- (3) 当該事業年度の28年新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を28年新条例第54条第1項第1号ハの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、28年新法第72条の48の規定により区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる第1条の規定による改正前の28年旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた28年旧条例第54条第1項第1号ハの表の右欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

- 8 28年新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

- 9 28年新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、28年新条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた28年新条例第54条第3項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

- (1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第54条第3項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）  
(2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成28年3月31日現在における28年旧条例第54条第3項第1号口に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）  
(3) 当該事業年度の28年新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を28年新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における28年旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた28年旧条例第54条第3項第1号ハに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

- 10 28年新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除する。

額から控除する。

（地方消費税に関する経過措置）

- 11 新条例の規定中地方消費税に関する部分は、平成27年10月1日以後に事業者（新条例第67条の3第1項に規定する事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）第4条の規定による改正後の消費税法（以下この項において「新消費税法」という。）第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。）及び特定課税仕入れ（新消費税法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

- 12 別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日前に課した、又は課すべきであった28年旧条例附則第15条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下「紙巻たばこ3級品」という。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

- 13 次の各号に掲げる期間内に、28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る県たばこ税の税率は、28年新条例第86条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円  
(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円  
(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円

- 14 平成28年4月1日前に28年旧条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28年旧法」という。）第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（28年新条例第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 15 前項に規定する者は、平成28年5月2日までに、改正法附則第12条第4項に規定するところにより同項に規定する申告書を知事に提出しなければならない。

- 16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、当該申告書に記載した県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。

- 17 附則第14項の規定により県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、28年新条例の規定中県たばこ税に関する部分（28年新条例第85条から第86条の2まで、第86条の4及び第86条の6の規定を除く。）を適用する。この場合において、28年新条例第86条の4の2の規定中「前条第1項及び第2項」とあるのは「山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成27年7月県条例第41号）附則第15項」と、「同条第1項に規定する申告書の提出期限」とあるのは「平成28年5月2日」とする。

- 18 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、附則第14項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべき

ものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、28年新条例第86条の6の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が28年新条例第86条の4の規定により知事に提出すべき申告書には、改正法附則第12条第8項に規定する書類を添付しなければならない。

- 19 平成29年4月1日前に28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(28年新法第74条の6第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。)が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 20 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |              |                                 |
|--------|--------------|---------------------------------|
| 附則第15項 | 前項           | 附則第19項                          |
|        | 平成28年5月2日    | 平成29年5月1日                       |
|        | 改正法附則第12条第4項 | 改正法附則第12条第10項において読み替えて準用する同条第4項 |
| 附則第16項 | 平成28年9月30日   | 平成29年10月2日                      |
| 附則第17項 | 附則第14項       | 附則第19項                          |
|        | 同項から前項まで     | 同項及び前2項                         |
|        | 附則第15項       | 附則第20項において読み替えて準用する附則第15項       |
|        | 平成28年5月2日    | 平成29年5月1日                       |
| 附則第18項 | 附則第14項       | 附則第19項                          |

- 21 平成30年4月1日前に28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの

者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき105円とする。

22 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |              |                                 |
|--------|--------------|---------------------------------|
| 附則第15項 | 前項           | 附則第21項                          |
|        | 平成28年5月2日    | 平成30年5月1日                       |
|        | 改正法附則第12条第4項 | 改正法附則第12条第12項において読み替えて準用する同条第4項 |
| 附則第16項 | 平成28年9月30日   | 平成30年10月1日                      |
| 附則第17項 | 附則第14項       | 附則第21項                          |
|        | 同項から前項まで     | 同項及び前2項                         |
|        | 附則第15項       | 附則第22項において読み替えて準用する附則第15項       |
|        | 平成28年5月2日    | 平成30年5月1日                       |
| 附則第18項 | 附則第14項       | 附則第21項                          |

23 平成31年4月1日前に28年新条例第83条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき204円とする。

24 附則第15項から第18項までの規定は、前項の規定により県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|        |    |        |
|--------|----|--------|
| 附則第15項 | 前項 | 附則第23項 |
|--------|----|--------|

|        |                                           |                                                              |
|--------|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
|        | 平成28年5月2日                                 | 平成31年4月30日                                                   |
|        | 改正法附則第12条第4項                              | 改正法附則第12条第14項において読み替えて準用する同条第4項                              |
| 附則第16項 | 平成28年9月30日                                | 平成31年9月30日                                                   |
| 附則第17項 | 附則第14項<br>同項から前項まで<br>附則第15項<br>平成28年5月2日 | 附則第23項<br>同項及び前2項<br>附則第24項において読み替えて準用する附則第15項<br>平成31年4月30日 |
| 附則第18項 | 附則第14項                                    | 附則第23項                                                       |

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第42号

##### 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例

山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例(平成12年7月県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成27年4月1日から適用する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第43号

##### 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 住民基本台帳法施行条例(平成14年7月県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改め、「、法第30条の10第5項に規定する情報提供手数料に関する事項」を削る。

第2条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第3条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に改める。

第4条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第5条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第6条を削る。

第7条第1項中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改め、同条を第6条とする。  
第2条 住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第2項」を「同条第2項第2号」に改める。

第3条中「第30条の15第2項」を「第30条の15第2項第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第44号

##### 山形県事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 山形県事務処理の特例に関する条例（平成11年12月県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第1項事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

(山形県指定獣法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正)

第2条 山形県指定獣法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年12月県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第45号

##### 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則中「よる」を「よる中学校、」に改め、第2号を第3号とし、本則第1号の表中

|              |     |             |
|--------------|-----|-------------|
| 山形県立楯岡高等学校   | 村山市 | を           |
| 山形県立村山産業高等学校 | 村山市 |             |
| 山形県立村山産業高等学校 | 村山市 | に改め、同号を本則第2 |
| 山形県立東桜学館高等学校 | 東根市 |             |

号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 中学校

| 名 称 | 位 置 |
|-----|-----|
|     |     |

山形県立東桜学館中学校

東根市

**附 則**

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第46号****山形県立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例**

山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**山形県立学校の授業料等徴収条例**

第1条中「県立高等学校」を「県立学校」に、「受験料」を「入学者選抜手数料」に改める。

第1条の2第3項中「県は、」を「県は、県立中学校又は」に、「試験」を「入学者選抜」に、「受験料」を「入学者選抜手数料」に改める。

第2条第1項中「受験料の」を「入学者選抜手数料の」に改め、同項第4号を次のように改める。

**(4) 入学者選抜手数料**

|                          |        |
|--------------------------|--------|
| イ 県立中学校                  | 2,200円 |
| ロ 県立高等学校 全日制の課程（専攻科を含む。） | 2,200円 |
| 定時制の課程（専攻科を含む。）          | 950円   |
| 通信制の課程                   | 300円   |

第7条（見出しを含む。）及び附則第3項中「受験料」を「入学者選抜手数料」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

2 住民基本台帳法施行条例（平成14年7月県条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の項第1項中「山形県立高等学校の授業料等徴収条例」を「山形県立学校の授業料等徴収条例」に改める。

平成27年7月14日印刷  
平成27年7月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056